

**第 14 次千葉労働局
労働災害防止計画**

~ 初年度(令和 5 年度)アンケート結果 ~

令和 6 年 2 月
千葉労働局

< 目次 >

1 アンケートの実施概要	P.2
2 アンケートの集計結果	
(1) 転倒災害防止対策に取り組む事業場の割合	P.3
(2) 卸売・小売業/医療・社会福祉施設におけるパートタイマー の安全教育実施率	P.5
(3) 介護・看護作業におけるノーリフトケア導入率	P.6
(4) 「エイジフレンドリーガイドライン」取組率	P.7
(5) 外国人労働者への母国語翻訳教材、視聴覚教材等による安全衛生 教育実施率	P.9
(6) 陸上貨物運送業における「陸上貨物運送事業における荷役作業の 安全対策ガイドライン」取組率	P.10
(7) 建設業における墜落・転落災害防止のリスクアセスメント実施率	P.11
(8) 製造業における機械による災害防止対策実施率	P.12
(9) 石油コンビナート等特別防災区域の製造業における非定常作業時の リスクアセスメント実施率	P.13
(10) 年次有給休暇取得率	P.13
(11) 勤務間インターバル制度導入率	P.14
(12) メンタルヘルス対策実施率	P.16
(13) ストレスチェック実施率	P.17
(14) 産業保健サービス提供率	P.18
(15) 化学物質取扱いに関する各取組率	P.20
(16) W B G T 値の把握・活用率	P.22

1 アンケートの実施概要

本アンケートは、令和5年度から令和9年度までの5か年計画とする第14次千葉労働局労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）の初年度時点における、千葉県内の事業場の安全衛生対策の取組状況を把握するために以下のとおり実施した。

（1）実施期間

令和5年7月27日から令和5年12月31日まで

（2）対象

千葉県内の全事業場（全業種を対象）

（3）実施方法

WEBCAS formulator（ウェブキャスフォーミュレーター）による国民向けアンケート（WEBアンケート）を活用

（4）対象事業場の抽出及びアンケートの依頼方法

ア 「令和3年経済センサス-活動調査」に基づき千葉県が取りまとめた千葉県の状況の「表9 産業大分類別の事業所数及び従業員数」の事業所数に基づき業種別比率を下表のとおり算出し、同比率に相応する下表の事業場数を対象とした。対象事業所については、労働基準行政システムに登録されているデータから無作為に抽出した。

上記により抽出した事業場に対してアンケート回答に係る依頼書（別添1）を送付。

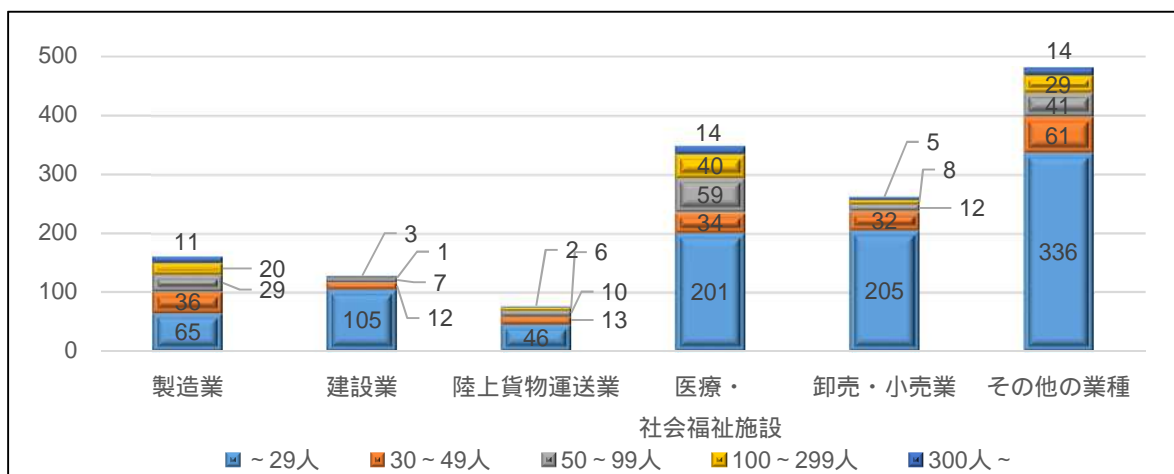
業 種	事業場数割合	対象事業場数
製造業	5.7%	570 社
建設業	11.1%	1110 社
陸上貨物運送業	3.2%	320 社
卸売・小売業	23.3%	2330 社
医療・社会福祉施設	10.0%	1000 社
接客娯楽業	20.7%	2070 社
その他の業種	26.0%	2600 社
合計	100.0%	10000 社

イ 千葉労働局及び各労働基準監督署が実施した説明会にてアンケート実施に係るリーフレット（別添2）を手交又は配布することによりアンケートの周知及び回答を依頼。

(5) 実施結果

アンケートを実施した結果、計 1,457 件の回答を得られた。業種別規模別による回答件数は以下の一覧及びグラフのとおりである。

	製造業	建設業	陸貨業	医・社福	卸・小売	その他	全業種
～29人	65件 (40.4%)	105件 (82.0%)	46件 (59.7%)	201件 (57.8%)	205件 (78.2%)	336件 (69.9%)	958件 (65.8%)
30～49人	36件 (22.4%)	12件 (9.4%)	13件 (16.9%)	34件 (9.8%)	32件 (12.2%)	61件 (12.7%)	188件 (12.9%)
50～99人	29件 (18.0%)	7件 (5.5%)	10件 (13.0%)	59件 (17.0%)	12件 (4.6%)	41件 (8.5%)	158件 (10.8%)
100～299人	20件 (12.4%)	1件 (0.8%)	6件 (7.8%)	40件 (11.5%)	8件 (3.1%)	29件 (6.0%)	104件 (7.1%)
300人～	11件 (6.8%)	3件 (2.3%)	2件 (2.6%)	14件 (4.0%)	5件 (1.9%)	14件 (2.9%)	49件 (3.4%)
全規模	161件 (100.0%)	128件 (100.0%)	77件 (100.0%)	348件 (100.0%)	262件 (100.0%)	481件 (100.0%)	1457件 (100.0%)

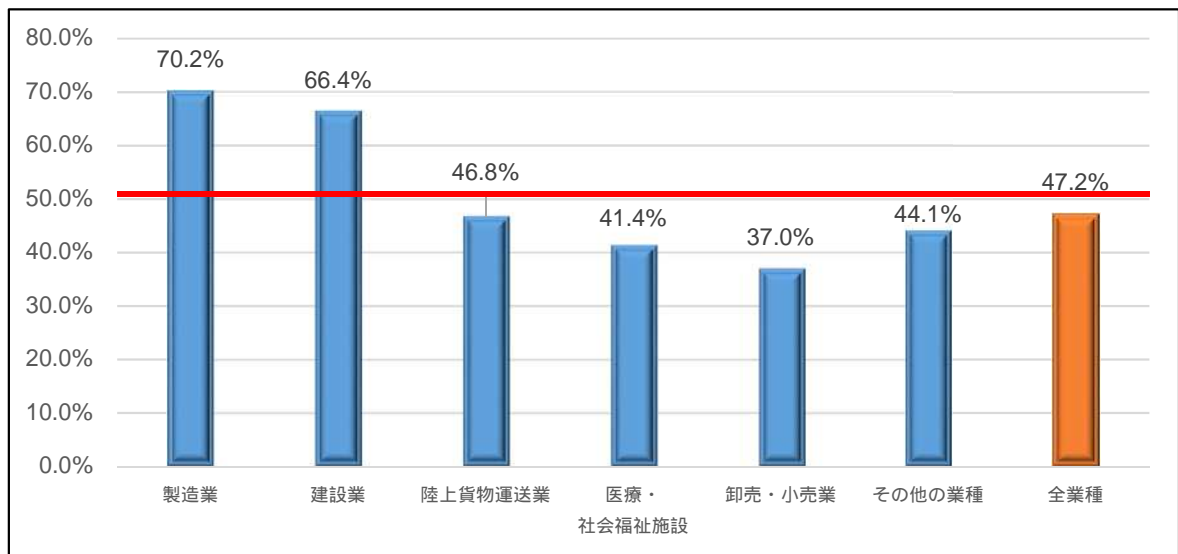


2 アンケートの集計結果

(1) 転倒災害防止対策に取り組む事業場の割合

ア 集計結果一覧表及び業種別実施率のグラフ

	製造業	建設業	陸貨業	医・社福	卸・小売	その他	全業種
ハード&ソフト	113件 (70.2%)	85件 (66.4%)	36件 (46.8%)	144件 (41.4%)	97件 (37.0%)	212件 (44.1%)	687件 (47.2%)
ハードのみ	30件 (18.6%)	18件 (14.1%)	20件 (26.0%)	93件 (26.7%)	83件 (31.7%)	113件 (23.5%)	357件 (24.5%)
ソフトのみ	5件 (3.1%)	6件 (4.7%)	12件 (15.6%)	23件 (6.6%)	17件 (6.5%)	32件 (6.7%)	95件 (6.5%)
未実施	13件 (8.1%)	19件 (14.8%)	9件 (11.7%)	88件 (25.3%)	65件 (24.8%)	124件 (25.8%)	318件 (21.8%)
合計	161件 (100.0%)	128件 (100.0%)	77件 (100.0%)	348件 (100.0%)	262件 (100.0%)	481件 (100.0%)	1457件 (100.0%)



イ 14 次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

転倒災害対策(ハード・ソフト両面から)に取り組む事業場の割合を 2027 年までに **50%** 以上とする。

(アウトカム指標)

増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を 2022 年(0.80)と比較して 2027 年までにその増加に歯止めをかける。

ウ アンケート調査集計結果の分析

ハード・ソフト両面から転倒災害防止対策を実施している事業場の割合は 47.2% とアウトプット指標を下回る水準である。取組状況を見ると、ハード面の取組を行っている事業場は多い(71.7%)が、ソフト面の取組を行っている事業場の割合は低い(53.7%)。

業種別に見ると、ハード・ソフト両面に取り組んでいる事業場は、製造業、建設業で 65%を超えている一方で、ハード・ソフト両方とも取り組んでいない事業場は、医療・社会福祉施設、卸売・小売業、その他の業種で約 25%と多くみられる。

令和 9 年までにアウトプット指標を達成するためには、ソフト面への取組、取組率の低い業種(医療・社会福祉施設、卸売・小売業等)に対して転倒災害防止対策の必要性を理解させるとともに取組促進を図ることが必要である。

エ アンケート回答事業場が具体的に取り組んでいる転倒災害防止対策の取組内容

転倒災害防止のため、ハード面の取組として 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動やバリアフリー化による段差の解消、手すりの設置を行っている事業場が多くあった。また、履物について踵のないサンダル等の使用禁止、靴底の溝減り状況の確認といった取組もあった。その他、以下の取組を行っている事業場もあった。

段差や階段に蓄光テープを貼付する。

4Sではなく5S、6S、8S活動を行っている。

通路上の穴などを補修することによる躓き原因の除去。

滑り止めマットの設置。

ソフト面の取組としては、ストレッチやラジオ体操の実施、歩きながらスマホの禁止を行っている事業場が多くあった。その他、以下の取組を行っている事業場もあった。

スポーツジムに法人加入し、身体機能の改善サービスを提供するなどにより労働者に運動習慣を身に付けさせる。

ウォーキングイベントを開催し正しい歩き方を学ばせる。

週一回、転倒防止の声掛けを社員全員で実施し、転倒災害防止に向けた意識付けを行う。

転びやすい子供目線に立ったリスクアセスメントの実施。

夕方以降の屋外活動（ゴミ捨て等）の禁止、照度確保。

(2) 卸売・小売業/医療・社会福祉施設における正社員以外の労働者への安全教育実施率

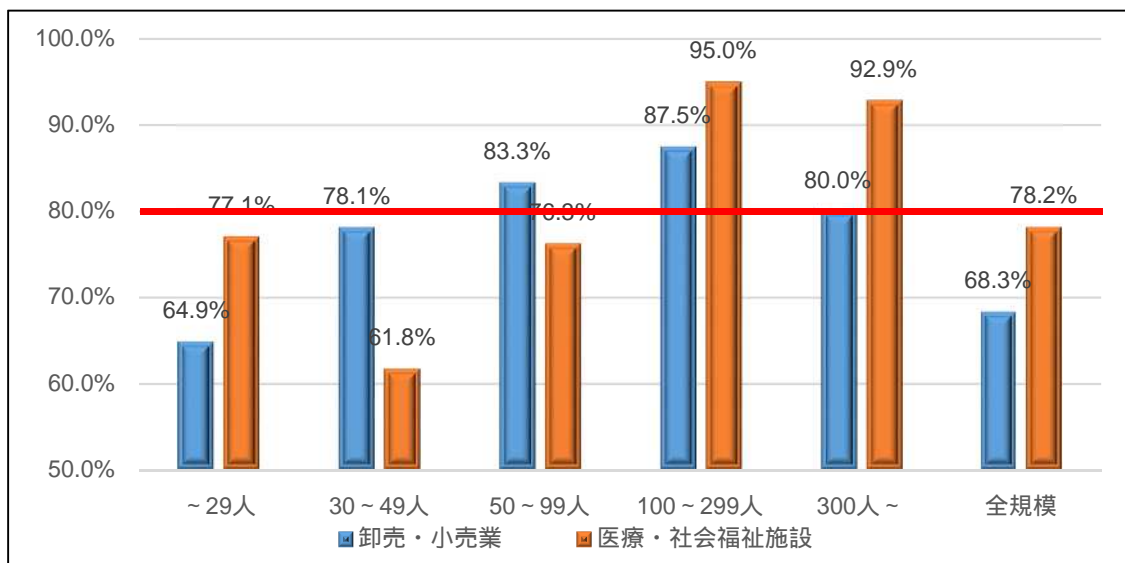
ア 集計結果一覧表及び規模別実施率のグラフ

(卸売・小売業)

	~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人~	全規模
実施	133件 (64.9%)	25件 (78.1%)	10件 (83.3%)	7件 (87.5%)	4件 (80.0%)	179件 (68.3%)
未実施	72件 (35.1%)	7件 (21.9%)	2件 (16.7%)	1件 (12.5%)	1件 (20.0%)	83件 (31.7%)
合計	205件 (100.0%)	32件 (100.0%)	12件 (100.0%)	8件 (100.0%)	5件 (100.0%)	262件 (100.0%)

(医療・社会福祉施設)

	~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人~	全規模
実施	155件 (77.1%)	21件 (61.8%)	45件 (76.3%)	38件 (95.0%)	13件 (92.9%)	272件 (78.2%)
未実施	46件 (22.9%)	13件 (38.2%)	14件 (23.7%)	2件 (5.0%)	1件 (7.1%)	76件 (21.8%)
合計	201件 (100.0%)	34件 (100.0%)	59件 (100.0%)	40件 (100.0%)	14件 (100.0%)	348件 (100.0%)



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

卸売業・小売業 / 医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに**80%**以上とする。

(アウトカム指標)

転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。

2022年：平均48日（死亡3500日×2人含む）、44日（死亡2人除く）

ウ アンケート調査集計結果の分析

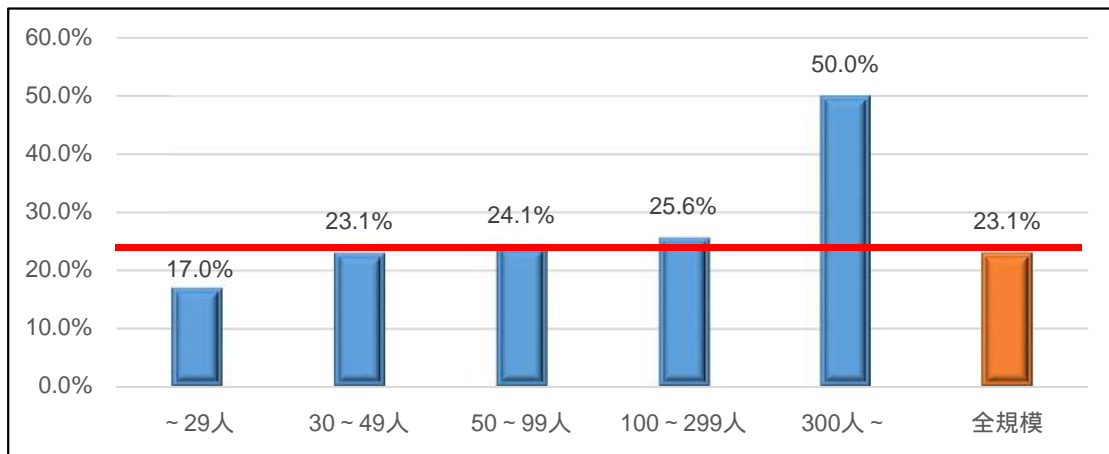
卸売・小売業及び医療・社会福祉施設における正規社員以外の労働者の安全衛生教育の実施状況を事業規模別に見ると、50人未満の事業場において80%を下回り低調となっている。

今後、50人未満の事業場において正社員以外の労働者への安全教育の実施を促進していく必要がある。

(3) 介護・看護作業におけるノーリフトケア導入率

ア 集計結果一覧表及び規模別実施率のグラフ

	~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人~	全規模
実施	15件 (17.0%)	6件 (23.1%)	13件 (24.1%)	10件 (25.6%)	7件 (50.0%)	51件 (23.1%)
未実施	73件 (83.0%)	20件 (76.9%)	41件 (75.9%)	29件 (74.4%)	7件 (50.0%)	170件 (76.9%)
合計	88件 (100.0%)	26件 (100.0%)	54件 (100.0%)	39件 (100.0%)	14件 (100.0%)	221件 (100.0%)



抱え上げ業務がない事業場（127 事業場）を除く。

イ 14 次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

（アウトプット指標）

介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに**増加**させる。

（アウトカム指標）

増加が見込まれる保健衛生業における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに**減少**させる。

ウ アンケート調査集計結果の分析

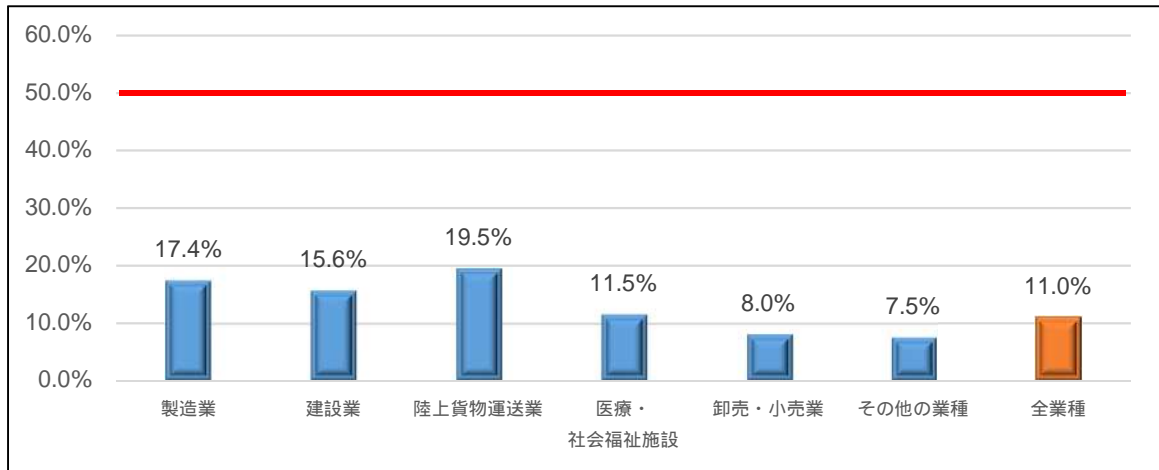
介護・看護作業におけるノーリフトケアを導入している事業場の割合は 23.1% であり。規模別に見ると、300 人未満の事業場で 3 割以下となっており、特に 30 人未満の事業場で 17.0% と低調な状況にある。

今後、300 人未満の事業場におけるノーリフトケアの導入を促進させていく必要がある。

（４）「エイジフレンドリーガイドライン」の取組率

ア 集計結果一覧表及び業種別取組率のグラフ

	製造業	建設業	陸貨業	医・社福	卸・小売	その他	全業種
実施	28 件 (17.4%)	20 件 (15.6%)	15 件 (19.5%)	40 件 (11.5%)	21 件 (8.0%)	36 件 (7.5%)	160 件 (11.0%)
未実施	44 件 (27.3%)	16 件 (12.5%)	18 件 (23.4%)	33 件 (9.5%)	19 件 (7.3%)	46 件 (9.6%)	176 件 (12.1%)
未把握	89 件 (55.3%)	92 件 (71.9%)	44 件 (57.1%)	275 件 (79.0%)	222 件 (84.7%)	399 件 (83.0%)	1121 件 (76.9%)
合計	161 件 (100.0%)	128 件 (100.0%)	77 件 (100.0%)	348 件 (100.0%)	262 件 (100.0%)	481 件 (100.0%)	1457 件 (100.0%)



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに**50%**以上とする。

(アウトカム指標)

第13次労働災害防止計画期間における60歳以上の死傷者数の増加率と比較して、第14次労働災害防止計画中の増加率を減少させる。

増加率とは、各計画期間の最終年の死傷者数を同期間の初年の死傷者数で除したものの。

ウ アンケート調査集計結果の分析

エイジフレンドリーガイドラインを知らない事業場76.9%、知っている事業場が23.1%と低い水準となっている。エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業場は47.6%(336事業場中160事業場が実施)で、取組率は全体の11.0%と少ない状況にある。なお、エイジフレンドリーガイドラインを知らない事業場は、医療・社会福祉施設、卸売・小売業において多く見られた。

エイジフレンドリーガイドラインは令和2年3月に策定され、公表から3年以上経過しているが、引き続き同ガイドラインの周知を徹底することが課題としてあげられる。

エ アンケート回答事業場のエイジフレンドリーガイドラインの取組内容

高年齢労働者に無理のない範囲での作業を行わせることとしている事業場が多かった。その他、以下の内容に取り組んでいる事業場も見られた。

作業アシスト器具の導入

重量物の持ち上げ作業に専用リフターの導入

見える化することにより、高年齢労働者自身に健康及び体力の状況を把握して

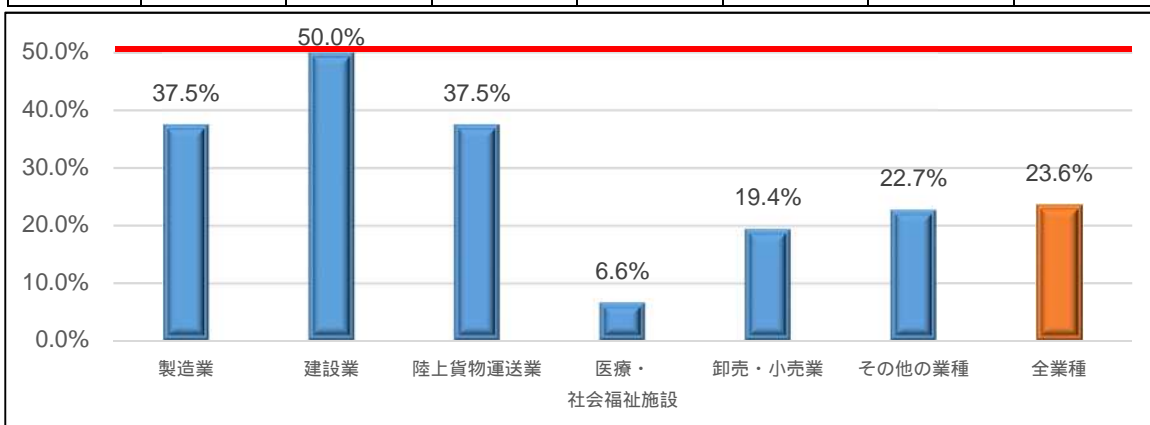
もらう。

血圧計等の測定器を活用し、当日の健康状態に応じた業務選択を行っている。
 高齢労働者を対象とした安全ビデオ等を月一回配信。

(5) 外国人労働者への母国語翻訳教材、視聴覚教材等の安全衛生教育活用率

ア 集計結果一覧表及び業種別活用率のグラフ

	製造業	建設業	陸貨業	医・社福	卸・小売	その他	全業種
活用	18件 (37.5%)	14件 (50.0%)	3件 (37.5%)	5件 (6.6%)	6件 (19.4%)	22件 (22.7%)	68件 (23.6%)
未活用	24件 (50.0%)	14件 (50.0%)	4件 (50.0%)	38件 (50.0%)	18件 (58.1%)	44件 (45.4%)	142件 (49.3%)
未教育	6件 (12.5%)	0件 (0.0%)	1件 (12.5%)	33件 (43.4%)	7件 (22.6%)	31件 (32.0%)	78件 (27.1%)
合計	48件 (100.0%)	28件 (100.0%)	8件 (100.0%)	76件 (100.0%)	31件 (100.0%)	97件 (100.0%)	288件 (100.0%)



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(アウトカム指標)

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体の死傷年千人率以下とする。

ウ アンケート調査集計結果の分析

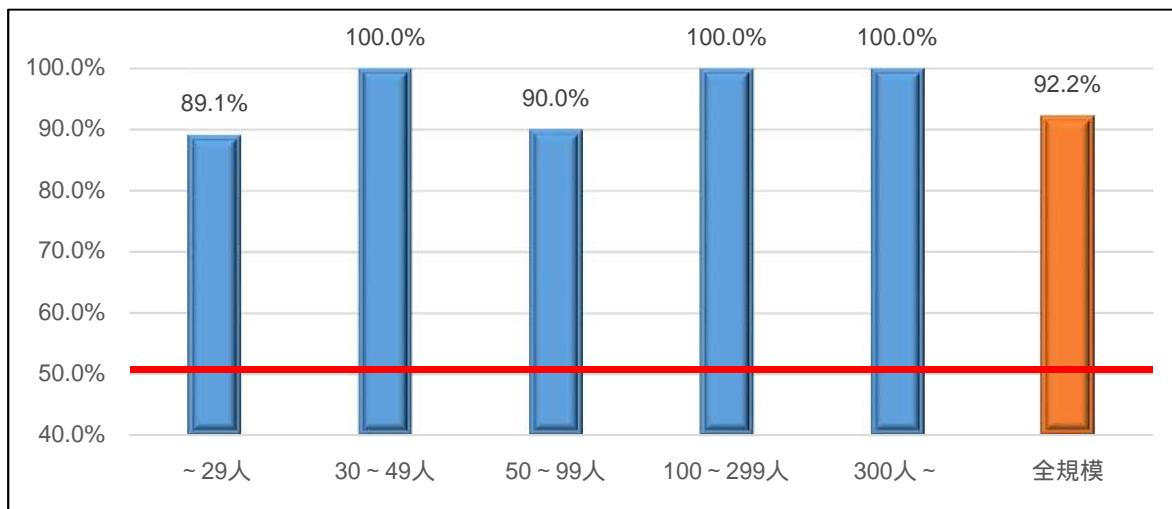
外国人労働者を雇用している業種は、製造業、建設業、医療・社会福祉施設、卸売・小売業となっている。外国人労働者を雇用している業種の中で、母国語翻訳されている教材や視聴覚教材を使用し安全衛生教育を行っている事業場の割合が高い業種は、建設業(50%)、次いで製造業(37.5%)及び陸上貨物運送業(37.5%)。一方、医療・社会福祉施設で6.6%、卸売・小売業で19.4%と低調となっている。

医療・社会福祉施設、卸売・小売業を含め、外国人労働者を使用する事業場においては、母国語翻訳されている教材や視聴覚教材の使用などにより外国人労働者に分かりやすい安全衛生教育の実施が求められる。

(6) 陸上貨物運送業における「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」取組率

ア 集計結果一覧表及び規模別取組率のグラフ

	～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	全規模
実施	41件 (89.1%)	13件 (100.0%)	9件 (90.0%)	6件 (100.0%)	2件 (100.0%)	71件 (92.2%)
未実施	5件 (10.9%)	0件 (0.0%)	1件 (10.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	6件 (7.8%)
合計	46件 (100.0%)	13件 (100.0%)	10件 (100.0%)	6件 (100.0%)	2件 (100.0%)	77件 (100.0%)



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに**45%**以上とする。

(アウトカム指標)

陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年(1,009人)と比較して2027年までに5%以上減少(958人)させる。

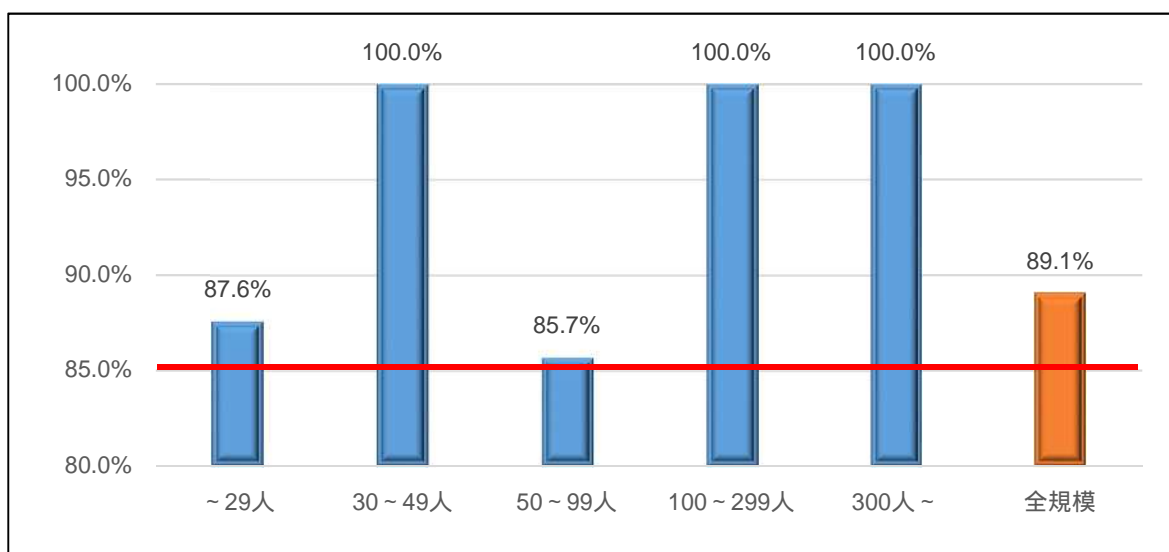
ウ アンケート調査集計結果の分析

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置については92.2%の事業場が実施していた。

(7) 建設業における墜落・転落災害防止のリスクアセスメント実施率

ア 集計結果一覧表及び規模別実施率のグラフ

	～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	全規模
実施	92件 (87.6%)	12件 (100.0%)	6件 (85.7%)	1件 (100.0%)	3件 (100.0%)	114件 (89.1%)
未実施	13件 (12.4%)	0件 (0.0%)	1件 (14.3%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	14件 (10.9%)
合計	105件 (100.0%)	12件 (100.0%)	7件 (100.0%)	1件 (100.0%)	3件 (100.0%)	128件 (100.0%)



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

(アウトカム指標)

建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

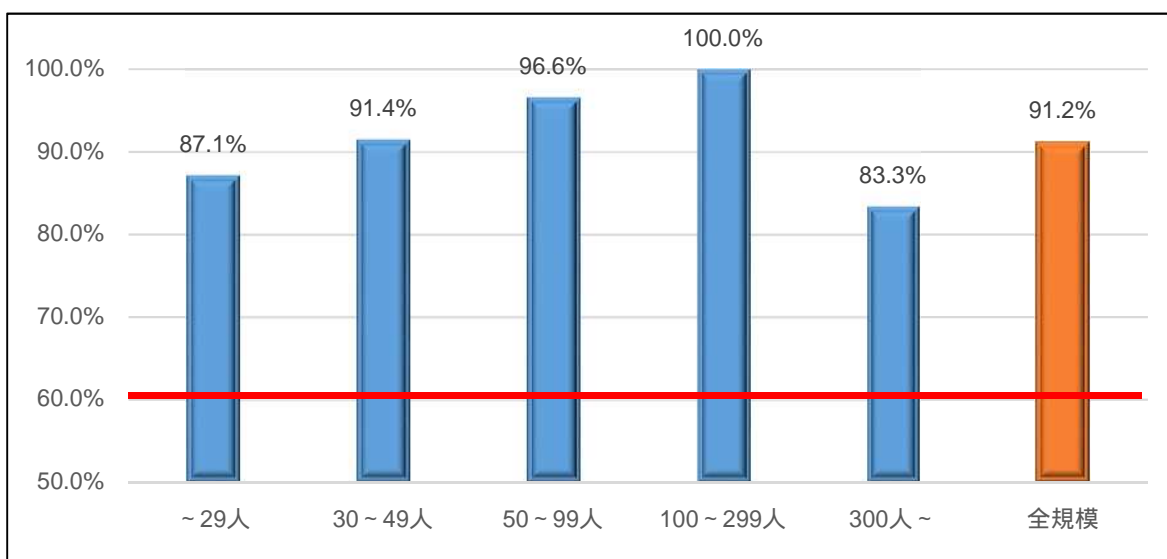
ウ アンケート調査集計結果の分析

建設業における墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組率は89.1%であり、アウトプット指標として設定した目標値85%以上に達している。

(8) 製造業における機械による災害防止対策実施率

ア 集計結果一覧表及び規模別実施率のグラフ

	～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	全規模
実施	54件 (87.1%)	32件 (91.4%)	28件 (96.6%)	16件 (100.0%)	5件 (83.3%)	135件 (91.2%)
未実施	8件 (12.9%)	3件 (8.6%)	1件 (3.4%)	0件 (0.0%)	1件 (16.7%)	13件 (8.8%)
合計	62件 (100.0%)	35件 (100.0%)	29件 (100.0%)	16件 (100.0%)	6件 (100.0%)	148件 (100.0%)



石油コンビナート等特別防災区域にある 17 事業場は別設問により除く。

イ 14 次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに **60%** 以上とする。

(アウトカム指標)

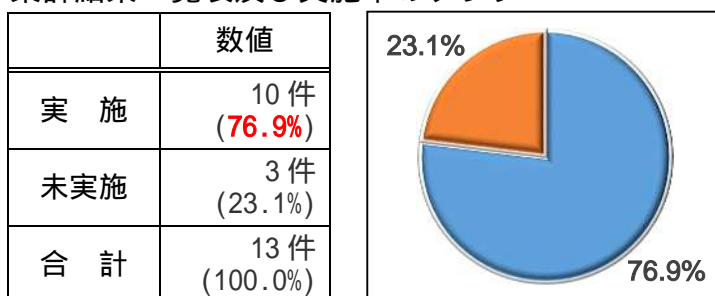
製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 % 以上減少させる。

ウ アンケート調査集計結果の分析

製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策への取組率は 91.2% であり、アウトプット指標として設定した目標値 60% 以上に達している。

(9) 石油コンビナート等特別防災区域の製造業における非定常作業時のリスクアセスメント実施率

ア 集計結果一覧表及び実施率のグラフ



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

石油コンビナート等特別防災区域にある災害防止対策協議会(市原臨海地区、袖ヶ浦地区)を通じて、非定常作業時のリスクアセスメントの実施率を2027年までに**全事業場**で実施する。

(アウトカム指標)

石油コンビナート等特別防災区域における異常現象(爆発・火災・漏洩)の件数を2022年と比較して減少に転じさせる。

ウ アンケート調査集計結果の分析

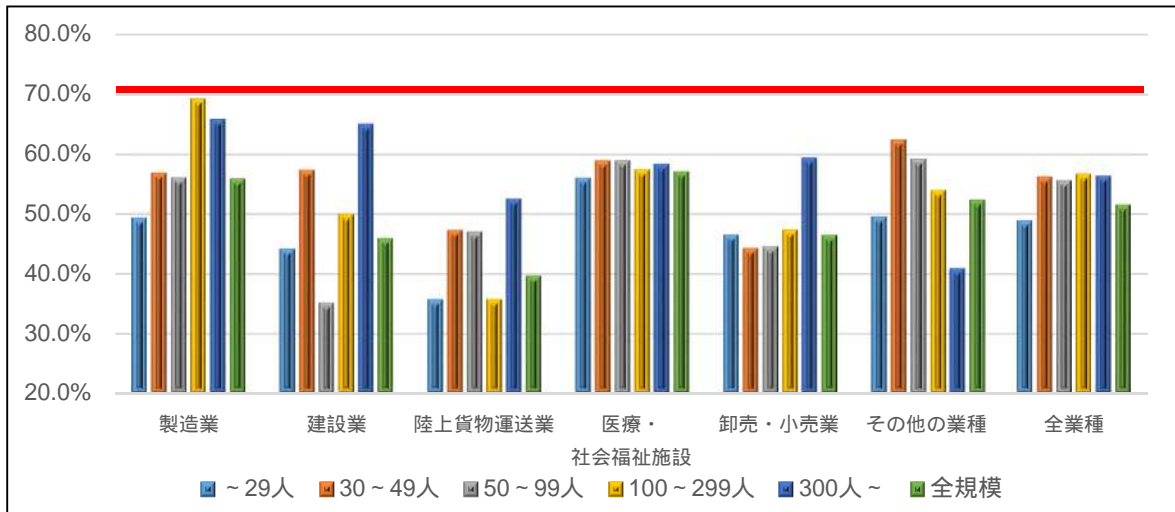
石油コンビナート等特別防災区域の製造業において、非定常作業時におけるリスクアセスメントの実施を行っている事業場は76.9%となっており、23.1%(3社)において未実施となっている。

引き続き、石油コンビナート協議会を通じて非定常作業時のリスクアセスメントの実施について指導を行うこととする。

(10) 年次有給休暇取得率

ア 集計結果一覧表及び業種別規模別取得率のグラフ

	~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人~	全規模
製造業	49.3%	56.9%	56.1%	69.2%	65.8%	55.8%
建設業	44.1%	57.3%	35.2%	50.0%	65.0%	45.9%
陸貨業	35.7%	47.4%	47.0%	35.8%	52.5%	39.6%
医・社福	56.0%	58.9%	58.9%	57.4%	58.3%	57.1%
卸・小売	46.5%	44.4%	44.5%	47.4%	59.4%	46.4%
その他	49.5%	62.4%	59.2%	54.0%	40.9%	52.3%
全業種	48.9%	56.2%	55.6%	56.7%	56.3%	51.5%



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。

(アウトカム指標)

週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

ウ アンケート調査集計結果の分析

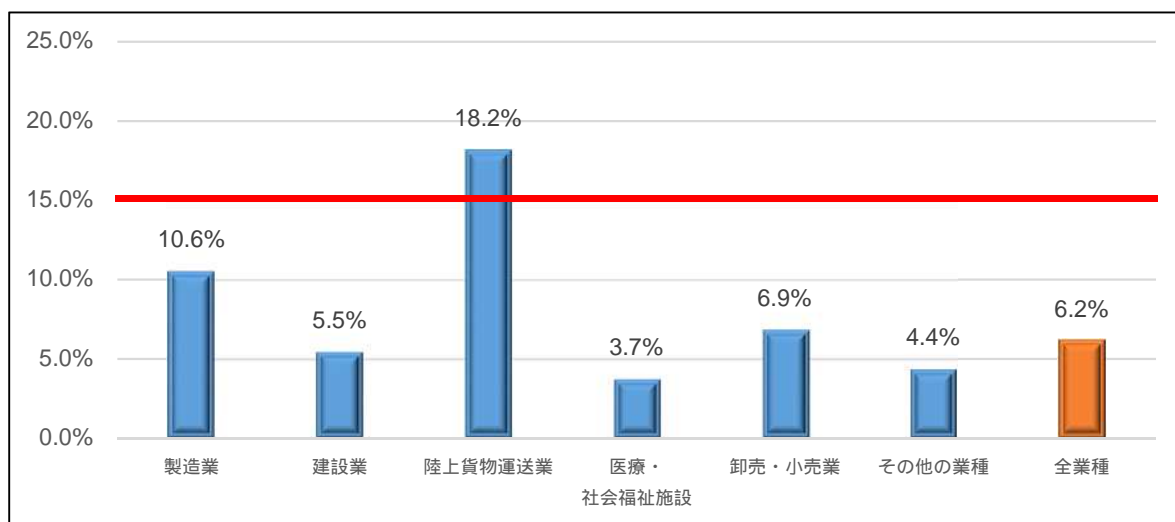
年次有給休暇の取得率は、全業種で51.5%（参考：令和4年就労条件総合調査の特別集計（令和3年実績）55.6%）とアウトプット指標の目標値70%を下回っている。業種別に見ても、目標値に達している業種はなく、特に陸上貨物運送業で39.6%、次いで建設業45.9%、卸売・小売業46.4%と年次有給休暇の取得率が低くなっている。また、規模別に見ると、30人未満の事業場が48.9%と特に低くなっている。

年次有給休暇の取得率が低調な業種や規模に対して年次有給休暇の時季指定義務の周知や計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入などにより年次有給休暇の取得促進を図っていく。

(11) 勤務間インターバル制度導入率

ア 集計結果一覧表及び業種別導入率のグラフ

	製造業	建設業	陸貨業	医・社福	卸・小売	その他	全業種
導入	17件 (10.6%)	7件 (5.5%)	14件 (18.2%)	13件 (3.7%)	18件 (6.9%)	21件 (4.4%)	90件 (6.2%)
未導入	59件 (36.6%)	24件 (18.8%)	20件 (26.0%)	84件 (24.1%)	70件 (26.7%)	145件 (30.1%)	402件 (27.6%)
制度未把握	85件 (52.8%)	97件 (75.8%)	43件 (55.8%)	251件 (72.1%)	174件 (66.4%)	315件 (65.5%)	965件 (66.2%)
合計	161件 (100.0%)	128件 (100.0%)	77件 (100.0%)	348件 (100.0%)	262件 (100.0%)	481件 (100.0%)	1457件 (100.0%)



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

(アウトカム指標)

週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

ウ アンケート調査集計結果の分析

勤務間インターバルの導入率は全業種で6.2%であり、アウトプット指標で設定した目標値15%を下回っている。

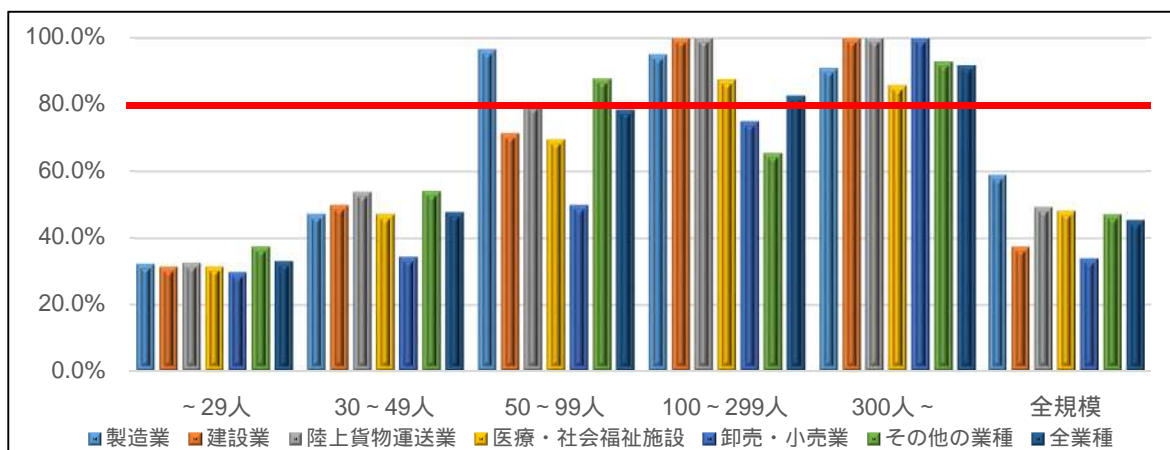
業種別に見ると、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」により、自動車運転者について勤務終了から次の始業までの間に休息時間を設けなければならない陸上貨物運送業では、18.2%と他の業種に比べ高くなっている。医療・社会福祉施設など、日勤や夜勤が混在する勤務を行うことが多い業種は勤務間インターバル制度を導入している割合が低い傾向にある。

今後、働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載されている専門家によるアーカイブ動画や導入マニュアルを活用し、実例に即した説明を行うなど丁寧な対応を行う必要がある。

(12) メンタルヘルス対策実施率

ア 集計結果一覧表及び業種別規模別実施率のグラフ

	～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	全規模
製造業 (161件)	21件 (32.3%)	17件 (47.2%)	28件 (96.6%)	19件 (95.0%)	10件 (90.9%)	95件 (59.0%)
建設業 (128件)	33件 (31.4%)	6件 (50.0%)	5件 (71.4%)	1件 (100.0%)	3件 (100.0%)	48件 (37.5%)
陸貨業 (77件)	15件 (32.6%)	7件 (53.8%)	8件 (80.0%)	6件 (100.0%)	2件 (100.0%)	38件 (49.4%)
医・社福 (348件)	63件 (31.3%)	16件 (47.1%)	41件 (69.5%)	35件 (87.5%)	12件 (85.7%)	167件 (48.0%)
卸・小売 (262件)	61件 (29.8%)	11件 (34.4%)	6件 (50.0%)	6件 (75.0%)	5件 (100.0%)	89件 (34.0%)
その他 (481件)	126件 (37.5%)	33件 (54.1%)	36件 (87.8%)	19件 (65.5%)	13件 (92.9%)	227件 (47.2%)
全業種 (1457件)	319件 (33.3%)	90件 (47.9%)	124件 (78.5%)	86件 (82.7%)	45件 (91.8%)	664件 (45.6%)



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。

(アウトカム指標)

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

ウ アンケート調査集計結果の分析

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業者の割合は45.6%であり、アウトプット指標で設定した目標値80%を下回っている。業種別に見ると、特に建設業、卸売・小売業の取組率が40%を下回っており低調な状況にある。また、規模別に見る

と、50人未満の事業場での取組率が35.7%(30人未満33.3%、30～49人47.9%)となっている一方で、50人以上の事業場では約8割が取り組んでいる。

50人未満の小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組促進が求められる。業種的には、特に建設業及び卸売・小売業における取組が必要である。

エ アンケート回答事業場のメンタルヘルス対策の取組内容

メンタルヘルス対策として、ストレスチェックやアンケート等の実施、対象者(長時間労働者やメンタル不調者等)の面接指導を行っている事業場が多かった。

その他、以下に取り組んでいる事業場も見られた。

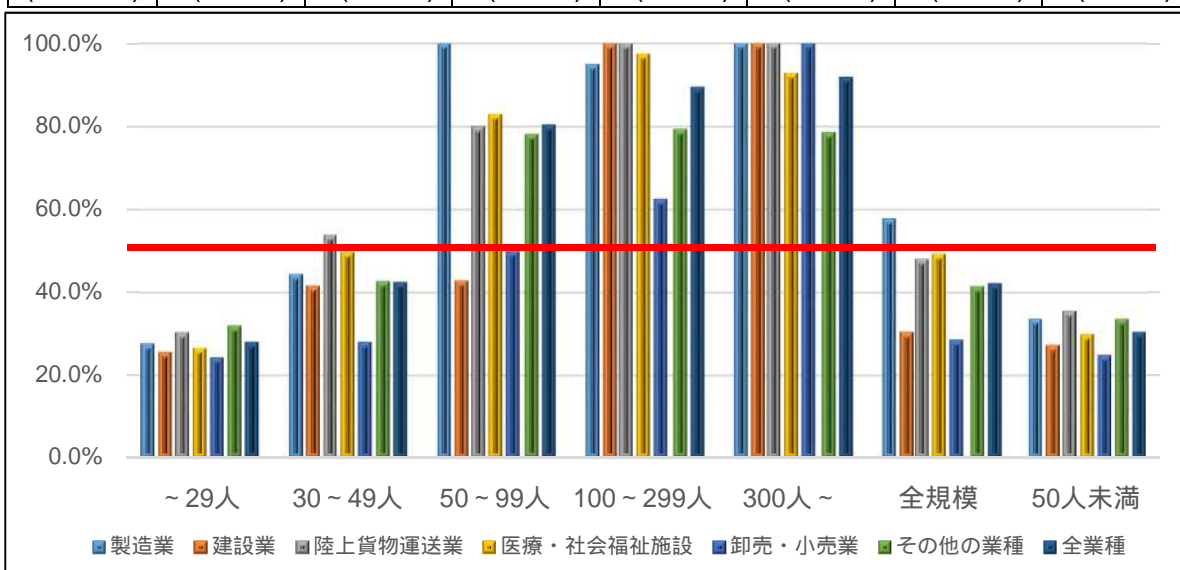
社外の相談窓口の無料提供。

特定の管理者(社長等)にしか見られない目安箱の設置。

(13) ストレスチェック実施率

ア 集計結果一覧表及び実施率のグラフ

	～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	全規模	50人未満
製造業 (161件)	18件 (27.7%)	16件 (44.4%)	29件 (100.0%)	19件 (95.0%)	11件 (100.0%)	93件 (57.8%)	34件 (33.7%)
建設業 (128件)	27件 (25.7%)	5件 (41.7%)	3件 (42.9%)	1件 (100.0%)	3件 (100.0%)	39件 (30.5%)	32件 (27.4%)
陸貨業 (77件)	14件 (30.4%)	7件 (53.8%)	8件 (80.0%)	6件 (100.0%)	2件 (100.0%)	37件 (48.1%)	21件 (35.6%)
医・社福 (348件)	54件 (26.9%)	17件 (50.0%)	49件 (83.1%)	39件 (97.5%)	13件 (92.9%)	172件 (49.4%)	71件 (30.2%)
卸・小売 (262件)	50件 (24.4%)	9件 (28.1%)	6件 (50.0%)	5件 (62.5%)	5件 (100.0%)	75件 (28.6%)	59件 (24.9%)
その他 (481件)	107件 (31.8%)	26件 (42.6%)	32件 (78.0%)	23件 (79.3%)	11件 (78.6%)	199件 (41.4%)	133件 (33.5%)
全業種 (1457件)	270件 (28.2%)	80件 (42.6%)	127件 (80.4%)	93件 (89.4%)	45件 (91.8%)	615件 (42.2%)	350件 (30.5%)



イ 14 次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

使用する労働者数 50 人未満の事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに **50%**以上とする。

(アウトカム指標)

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

ウ アンケート調査集計結果の分析

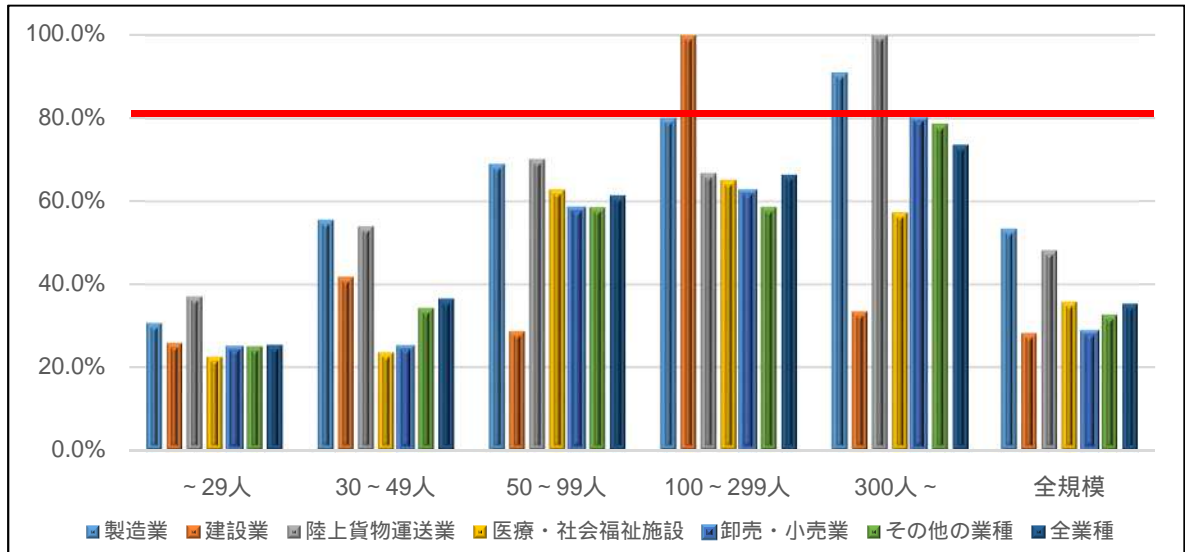
ストレスチェックを実施している事業場の割合は 42.2%であり、うち労働安全衛生法で実施が義務付けられている 50 人以上の事業場の実施率は 80%を超えているが、努力義務とされている 50 人未満の事業場については 30.5%(30 人未満 28.2%、30～49 人 42.6%)と、アウトプット指標で設定した目標値 50%を下回っている。50 人未満の事業場の実施状況について業種別に見ると、メンタルヘルス対策と同様に建設業、卸売・小売業の実施率が低い。

メンタルヘルス対策と同様、50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施促進が求められる。業種的には、特に建設業及び卸売・小売業における実施促進が必要である。

(14) 産業保健サービス提供率

ア 集計結果一覧表及び提供率のグラフ

	～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人～	全規模
製造業 (161 件)	20 件 (30.8%)	20 件 (55.6%)	20 件 (69.0%)	16 件 (80.0%)	10 件 (90.9%)	86 件 (53.4%)
建設業 (128 件)	27 件 (25.7%)	5 件 (41.7%)	2 件 (28.6%)	1 件 (100.0%)	1 件 (33.3%)	36 件 (28.1%)
陸貨業 (77 件)	17 件 (37.0%)	7 件 (53.8%)	7 件 (70.0%)	4 件 (66.7%)	2 件 (100.0%)	37 件 (48.1%)
医・社福 (348 件)	45 件 (22.4%)	8 件 (23.5%)	37 件 (62.7%)	26 件 (65.0%)	8 件 (57.1%)	124 件 (35.6%)
卸・小売 (262 件)	51 件 (24.9%)	8 件 (25.0%)	7 件 (58.3%)	5 件 (62.5%)	4 件 (80.0%)	75 件 (28.6%)
その他 (481 件)	85 件 (25.3%)	21 件 (34.4%)	24 件 (58.5%)	17 件 (58.6%)	11 件 (78.6%)	158 件 (32.8%)
全業種 (1457 件)	245 件 (25.6%)	69 件 (36.7%)	97 件 (61.4%)	69 件 (66.3%)	36 件 (73.5%)	516 件 (35.4%)



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

(アウトカム指標)

なし

ウ アンケート調査集計結果の分析

産業保健サービスを提供している事業場の割合は35.4%であり、アウトプット指標で設定した目標値を大きく下回っている。業種別に見ると、メンタルヘルス対策と同様、特に建設業、卸売・小売業の実施率が30%以下と低調となっている。規模別に見ると、50人以上の事業場で60%以上となっているが、30人未満で25.6%、30人～49人で36.7%と、小規模事業場で実施率は低い傾向にある。

50人未満の小規模事業場を中心に産業保健スタッフの確保及びサービスの提供が求められる。業種的には、特に建設業及び卸売・小売業における取組促進が求められる。

エ アンケート回答事業場の産業保健サービスの取組内容

産業保健サービスとして、健康診断の結果に基づく産業医等による保健指導を行っている事業場が多かった。その他、以下の取組を実施している事業場が見られた。

生活習慣病改善のためのアドバイス（特定保健指導）を行っている。

インフルエンザワクチン、検査費、医療費等の補助。

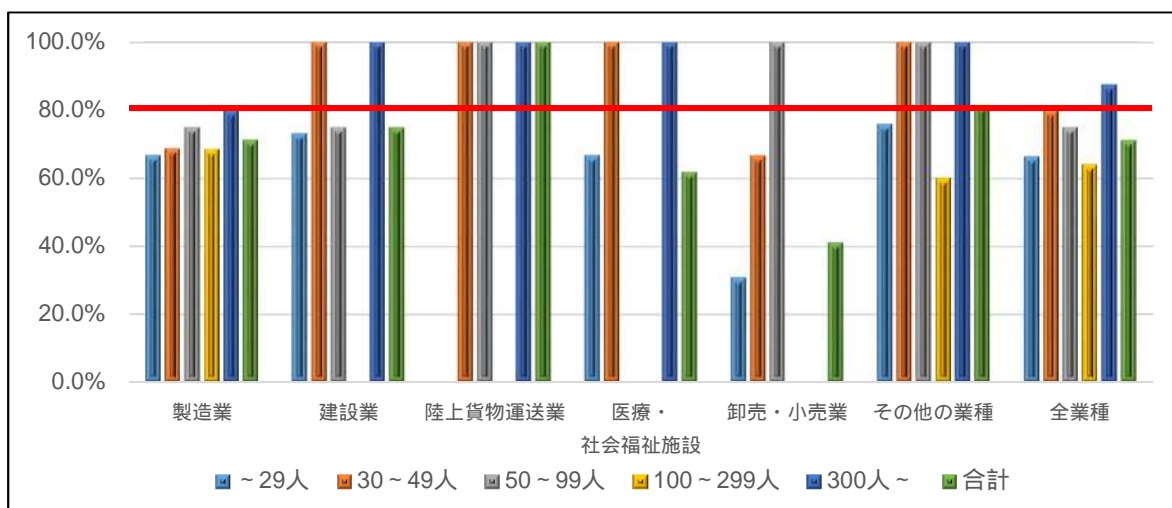
リフレッシュルームの開設。

(15) 化学物質取扱いに関する各取組率

ア 集計結果一覧表及び実施率のグラフ

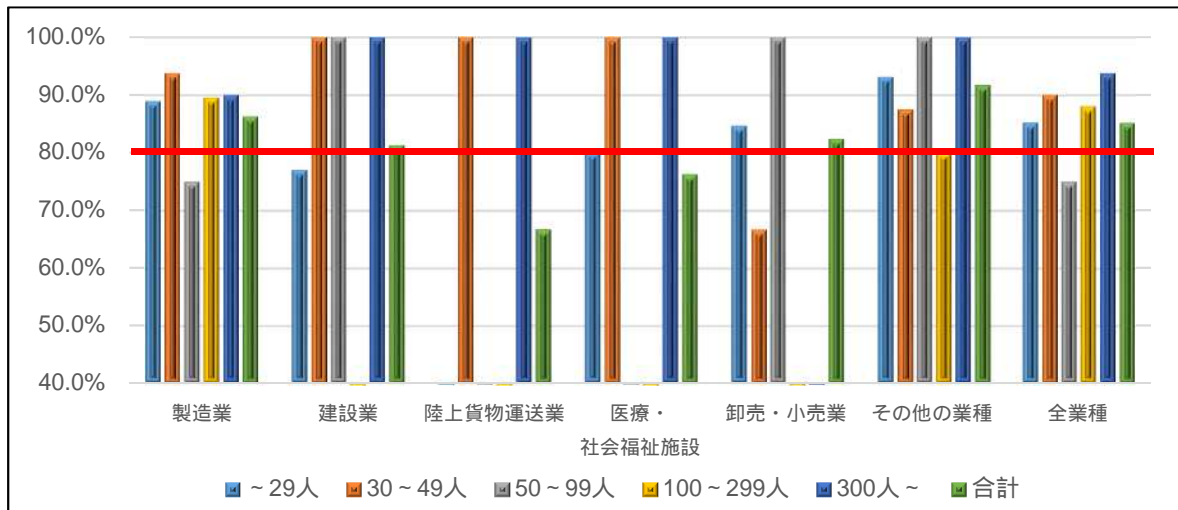
(ラベル表示・SDS 交付の実施率)

	~ 29 人	30 ~ 49 人	50 ~ 99 人	100 ~ 299 人	300 人 ~	合計
製造業 (161 件)	12 件 (66.7%)	11 件 (68.8%)	18 件 (75.0%)	13 件 (68.4%)	8 件 (80.0%)	62 件 (71.3%)
建設業 (128 件)	19 件 (73.1%)	1 件 (100.0%)	3 件 (75.0%)	0 件 ()	1 件 (100.0%)	24 件 (75.0%)
陸貨業 (77 件)	0 件 ()	1 件 (100.0%)	1 件 (100.0%)	0 件 ()	1 件 (100.0%)	3 件 (100.0%)
医・社福 (348 件)	10 件 (66.7%)	1 件 (100.0%)	0 件 ()	0 件 ()	2 件 (100.0%)	13 件 (61.9%)
卸・小売 (262 件)	4 件 (30.8%)	2 件 (66.7%)	1 件 (100.0%)	0 件 ()	0 件 ()	7 件 (41.2%)
その他 (481 件)	22 件 (75.9%)	8 件 (100.0%)	4 件 (100.0%)	3 件 (60.0%)	2 件 (100.0%)	39 件 (81.3%)
全業種 (1457 件)	67 件 (66.3%)	24 件 (80.0%)	27 件 (75.0%)	16 件 (64.0%)	14 件 (87.5%)	148 件 (71.2%)



(リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施率)

	~ 29 人	30 ~ 49 人	50 ~ 99 人	100 ~ 299 人	300 人 ~	合計
製造業 (161 件)	16 件 (88.9%)	15 件 (93.8%)	18 件 (75.0%)	17 件 (89.5%)	9 件 (90.0%)	75 件 (86.2%)
建設業 (128 件)	20 件 (76.9%)	1 件 (100.0%)	4 件 (100.0%)	0 件 ()	1 件 (100.0%)	26 件 (81.3%)
陸貨業 (77 件)	0 件 ()	1 件 (100.0%)	0 件 ()	0 件 ()	1 件 (100.0%)	2 件 (66.7%)
医・社福 (348 件)	12 件 (80.0%)	1 件 (100.0%)	0 件 ()	1 件 ()	2 件 (100.0%)	16 件 (76.2%)
卸・小売 (262 件)	11 件 (84.6%)	2 件 (66.7%)	1 件 (100.0%)	0 件 ()	0 件 ()	14 件 (82.4%)
その他 (481 件)	27 件 (93.1%)	7 件 (87.5%)	4 件 (100.0%)	4 件 (80.0%)	2 件 (100.0%)	44 件 (91.7%)
全業種 (1457 件)	86 件 (85.1%)	27 件 (90.0%)	27 件 (75.0%)	22 件 (88.0%)	15 件 (93.8%)	177 件 (85.1%)



化学物質を取り扱っている 208 事業場が本設問に回答。

イ 14 次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

(ア) 労働安全衛生法第 57 条と第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート (SDS) の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ **80%** 以上とする。

(イ) 労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに **80%** 以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに **80%** 以上とする。

(アウトカム指標)

化学物質の性状に関連の強い死傷災害 (有害物等との接触、爆発、火災によるもの) の件数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で、5 % 以上減少させる。

ウ アンケート調査集計結果の分析

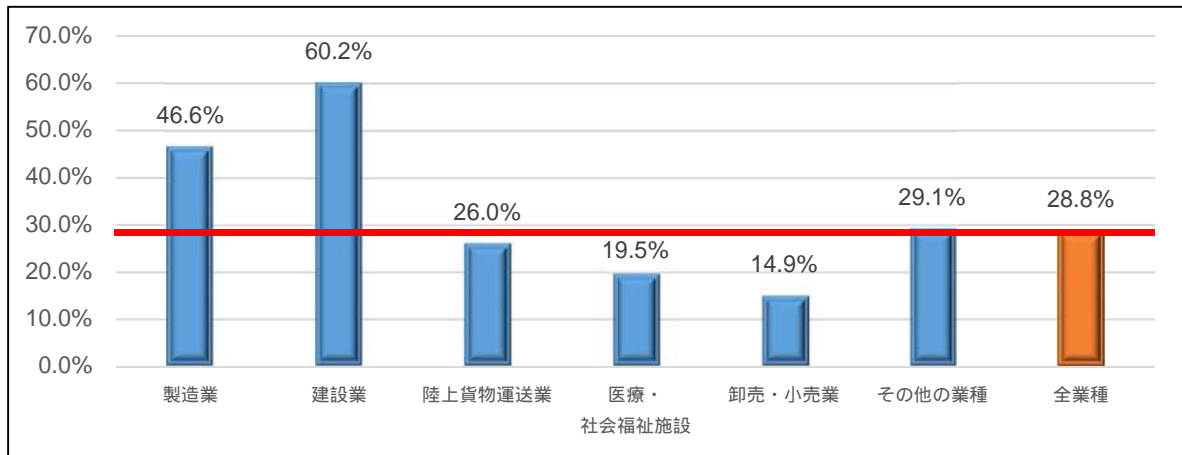
(ア) 上記イ(ア)のラベル表示・SDS 交付事業場の割合は 71.2%とアウトプット指標で設定した目標値 80%を下回っている。

(イ) 上記イ(イ)のリスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の実施率は 85.1%とアウトプット指標で設定した目標値 80%を上回っている。

(16) W B G T 値の把握・活用率

ア 集計結果一覧表及び活用率のグラフ

	製造業	建設業	陸貨業	医・社福	卸・小売	その他	全業種
実施	75件 (46.6%)	77件 (60.2%)	20件 (26.0%)	68件 (19.5%)	39件 (14.9%)	140件 (29.1%)	419件 (28.8%)
未実施	9件 (5.6%)	2件 (1.6%)	5件 (6.5%)	15件 (4.3%)	14件 (5.3%)	26件 (5.4%)	71件 (4.9%)
未把握	77件 (47.8%)	49件 (38.3%)	52件 (67.5%)	265件 (76.1%)	209件 (79.8%)	315件 (65.5%)	967件 (66.4%)
合計	161件 (100.0%)	128件 (100.0%)	77件 (100.0%)	348件 (100.0%)	262件 (100.0%)	481件 (100.0%)	1457件 (100.0%)



イ 14次防におけるアウトプット指標・アウトカム指標

(アウトプット指標)

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに**増加**させる。

(アウトカム指標)

増加が見込まれる熱中症による死傷者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

ウ アンケート調査集計結果の分析

W B G T 値を把握し活用した熱中症予防対策を行っている事業場の割合は28.8%であった。業種別に見ると、屋外作業の多い建設業で60.2%、また暑熱な作

業環境になりやすい製造業で 46.6%と、WBGT 値の把握・活用率が他の業種に比べ高い水準にあった。

なお、アウトプット指標の目標数値として本アンケート調査集計結果の数値 **28.8%** を用いることとする。

オ アンケート回答事業場が WBGT 値を活用した具体的な熱中症対策の内容

熱中症対策として、水分補給やエアコンの稼働、空調服の着用を行っている事業場が多かった。その他、以下の取組を実施している事業場が見られた。

WBGT 値をもとに作業時間、休憩時間を設定。

設定した作業時間を厳守するため、タイマーを利用し時間厳守。

WBGT 値を随時確認し 25 度前後を維持できるよう空調等を設定。

WBGT 計を労働者の目に付く箇所に設置し、暑さを注意喚起。

WBGT 値をもとに屋外業務の可否を判断。

WBGT 値が高い場合に、会社独自の特別有給休暇を取得させている。

ゴルフ場において、夏季に顧客が追加プレーを希望した場合はキャディー不帯同により、キャディーの残業時間を削減。

千労基発 0727 第2号
令和5年 月 日

事業主 各位

千葉労働局労働基準部長



第14次千葉労働局労働災害防止計画に係る自主点検の実施について

平素、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省千葉労働局では、本年3月に厚生労働省が策定した「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、管内の労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、「第14次千葉労働局労働災害防止計画」(以下「14次防」といいます。)を策定し、2023年度から5か年にわたって各種施策を展開することとしています。

これに伴い、千葉労働局では、14次防の進捗状況を把握するため、各事業場の安全衛生に関するアンケートを実施することといたしました。

ご多忙の中恐縮に存じますが、下記のURL又は、本書下部にあるQRコードからアンケートに御回答していただきますようお願いいたします。

(https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou12/202309_01_kenanka_14zibou)

アンケート回答に係る所要時間は10分程度です。

アンケート回答時に本書右下部にある数字をご入力いただきます。

【問い合わせ先】

千葉労働局 労働基準部 健康安全課

〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1

千葉第二地方合同庁舎3階

TEL 043-221-4312

14次防アンケート
フォームはこちら



第14次労働災害防止計画
(千葉労働局HP)はこちら



0-00000

第14次千葉労働局労働災害防止計画 のアンケートご協力をお願い

千葉労働局では、管内の労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、「第14次千葉労働局労働災害防止計画」を策定し、2023年度から5か年にわたって各種施策を展開することとしています。

これに伴い、「第14次千葉労働局労働災害防止計画」の進捗状況を把握するため、各事業場の安全衛生に関するアンケートを実施することといたしました。

・ PCの方は、以下のURLを直接入力ください。

(https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou12/202309_01_kenanka_14zibou)

・ スマートフォンの方は、
右のQRコードを
読み込みください。



・ 回答時間は10分程です。

～問い合わせ先～

千葉労働局 労働基準部 健康安全課

〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎3階

TEL 043-221-4312



第14次防アンケート(千葉局版)

このアンケートは、第14次千葉労働局労働災害防止計画(以下「14次防」といいます。計画期間は2023年度から5か年。)の初年度(2023年度)における各事業場の取組状況を把握するため、実施させていただいているものです。本アンケート結果については、次年度以降の14次防推進に活用させていただくこととしております。

事業場の皆様におかれましては、ご理解いただくとともに、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

いただいたご回答は、上記以外の目的で使用することはありません。また、すべて統計的に処理いたしますので、ご回答がほかには知られることはありません。

ご回答は、下記フォームを入力いただき、送信いただきますようお願いいたします。

アンケートの質問に上から順にお答えいただくことで、ご回答内容に応じた質問が追加で表示される形となっています。

本アンケートに関するお問い合わせは下記担当課までお願いいたします。

※本アンケートのご回答は、本アンケート送信後、千葉労働局労働基準部健康安全課にて自動的に送信されます。

～本アンケート問い合わせ先～
千葉労働局 労働基準部 健康安全課
TEL:043-221-4312(平日8:30～17:15)

<p>【はじめに】 アンケート回答を郵送にて依頼のあった事業場は依頼書又は封筒宛名の右下に記載されている6桁の数字(※1)を、説明会にて依頼のあった事業場は説明会開催日(※2)を右の回答欄に記入ください。</p> <p>※1 封筒宛名の右下に「1-23456」と記載がある場合は「123456」と記入ください。 ※2 説明会開催日が「4月1日」であった場合は「0401」と記入ください。</p>	<input type="text"/>
<p>【Q1】 御社の業種について、次の選択肢から1つ選択してください。</p>	<p><input type="radio"/>①製造業(④に該当する場合を除く) <input type="radio"/>②建設業 <input type="radio"/>③陸上貨物運送業 <input type="radio"/>④京葉臨海コンビナート内の製造業等 <input type="radio"/>⑤医療・社会福祉業 <input type="radio"/>⑥卸売・小売業 <input type="radio"/>⑦その他の業種</p>
<p>【Q2】 事業場に所属している労働者数について、次の選択肢から1つ選択してください。</p> <p>※労働者数には、パート、アルバイト等非正規雇用労働者も含んだうえでご回答ください。</p>	<p><input type="radio"/>～29人 <input type="radio"/>30～49人 <input type="radio"/>50～99人 <input type="radio"/>100～299人 <input type="radio"/>300人～</p>
<p>【Q3】 転倒災害防止のため、ハード・ソフト両面からの対策を実施していますか？</p> <p>※ハード面の対策…4S活動、注意喚起標識の設置、十分な照度の確保、適切な靴の選択など ※ソフト面の対策…ストレッチや体操の実施、転倒予防教育の実施、歩きスマホ等の不安全行動の禁止など</p>	<p><input checked="" type="radio"/>ハード・ソフト両面の対策を実施している <input type="radio"/>ハード面の対策のみ実施している <input type="radio"/>ソフト面の対策のみ実施している <input type="radio"/>どちらの対策も実施していない</p>
<p>【Q3-2】 転倒災害防止のために取り組んでいる具体的な対策内容を教えてください。(自由回答)</p>	<input type="text"/>
<p>【Q4】 エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)を知っていますか？</p>	<p><input checked="" type="radio"/>はい <input type="radio"/>いいえ</p>
<p>【Q4-2】 エイジフレンドリーガイドラインに基づいて、「安全衛生管理体制の確立」や「職場環境の改善」等を実施していますか？</p> <p>※安全衛生管理体制の確立…高齢労働者の災害防止に向け、経営トップによる方針表明と体制整備を行う等のことです。 ※職場環境の改善…高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入や高齢労働者の特性を考慮した作業管理の整備を行う等のことです。</p>	<p><input checked="" type="radio"/>はい <input type="radio"/>いいえ</p>
<p>【Q4-3】 エイジフレンドリーガイドラインに基づいて取り組んでいる具体的な内容を教えてください。(自由回答)</p>	<input type="text"/>
<p>【Q5】 外国人労働者を雇用していますか？</p>	<p><input checked="" type="radio"/>はい <input type="radio"/>いいえ</p>
<p>【Q5-2】 外国人労働者に対する、労働災害防止対策の教育を行っていますか？</p>	<p><input checked="" type="radio"/>はい <input type="radio"/>いいえ</p>
<p>【Q5-3】 労働災害防止対策の教育対象である外国人労働者に、教育内容の理解を深めてもらうため、母国語に翻訳された教材や資料、動画などを使用していますか？</p>	<p><input checked="" type="radio"/>はい <input type="radio"/>いいえ</p>
<p>【Q6】 労働者の年次有給休暇の取得率(%)を次の中から回答してください。</p> <p>※取得率は、対象年に付与した日数で取得日数を除して算出してください。 ※取得率計算方法の例 (基本条件) ・2022年4月1日に新たに20日の年次有給休暇を付与。 ・前年の年次有給休暇の繰越分が15日。 ・2022年4月1日時点で合計35日年次有給休暇が取得可能。 (取得条件) ①2022年4月1日～2023年3月31日までの間に年次有給休暇を5日間取得した場合 取得日(5日間)÷新たに付与した日数(20日)=25% ②2022年4月1日～2023年3月31日までの間に年次有給休暇を30日間取得した場合 取得日(30日間)÷新たに付与した日数(20日)=150%≥100%</p>	<input type="text"/>

【Q7】 勤務間インターバル制度について知っていますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q7-2】 勤務間インターバル制度を導入している労働者はいますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q8】 メンタルヘルス対策を実施していますか？ ※メンタルヘルス対策とは、4つのケア(セルフケア(労働者自らのケアを事業者が支援)、ラインによるケア(管理監督者によるケアで、部下の健康管理や職場環境等の改善など)、産業保健スタッフ等によるケア(産業医や人事労務管理担当者などによるケア)、事業場外資源によるケア(産業保健総合支援センターなどの公的な機関の活用))やストレスチェックの実施などのことです。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q8-2】 具体的に取り組んでいるメンタルヘルス対策の内容を教えてください。(自由回答)	<input type="text"/>
【Q9】 ストレスチェックを実施していますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q10】 産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供していますか？ ※産業保健サービスとは、健診結果に基づく保健指導、有所見者等に対する相談・支援、治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス対策等の取り組みのことです。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q10-2】 労働者に提供している産業保健サービスの内容を教えてください。(自由回答)	<input type="text"/>
【Q11】 夏季等の気温が上昇する日において、作業環境のWBGT値(暑さ指数)の把握を行っていますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q11-2】 WBGT値(暑さ指数)を活用した熱中症対策の実施を行っていますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q11-3】 WBGT値(暑さ指数)を活用した具体的な熱中症対策の内容を教えてください。(自由回答)	<input type="text"/>
【Q12】 業種において、化学物質を使用していますか？ ※この設問における「化学物質」とは、労働安全衛生法第57条と第57条の2、第57条の3に基づきラベル表示・安全データシート(SDS)の交付、リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質のことです。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q12-2】 ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付義務対象となっていない危険性又は有害性が把握されている化学物質についても、ラベル表示・SDS交付を実施していますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q12-3】 リスクアセスメントの実施義務対象外ではあるが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントの実施及びリスクアセスメントの結果に基づいて、労働者が化学物質に暴露することを低減するために必要な措置を講じていますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q13】 正規社員以外の労働者(パートタイマーなど)に対して、安全衛生教育を実施していますか？ ※安全衛生教育とは、仕事における作業手順や、病気・ケガの予防方法などを労働者に教育することです。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q14】～製造業～ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」を防止するために必要な対策を講じていますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q14】～建設業～ 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントを実施していますか？ ※高所作業(高さ2メートル以上)に限りません。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q14】～陸上貨物運送業～ 荷役作業における安全ガイドラインに基づいて、労働者が荷役作業中において、荷台からの墜落転落、機械(フォークリフト、コンベヤー等)による巻き込まれ、転倒などによる労働災害を防止するための対策を講じていますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q14】～京葉臨海コンビナート内の製造業等～ 非常作業時に、火災や爆発、化学物質の漏えい等重大災害が発生することを想定したリスクアセスメントを実施していますか？ ※非常作業時とは、清掃、点検、修理、改造、トラブル対応などのため、運転を停止するとき又は運転を再開するとき、更に設備を開放するときが含まれます。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q14-2】～京葉臨海コンビナート内の製造業等～ 実施したリスクアセスメントの結果を非常作業に従事する者又は協力業者等に周知していますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
【Q14】～医療・社会福祉業～ 介護・看護業務において、介護者・患者を抱え上げることによる腰痛災害発生防止のため、ノーリフトケアを導入していますか？ ※ノーリフトケアとは、介護機器等の導入により、人の力のみによる移乗を行わない介護方法のことです。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 介護者・患者を抱え上げることがない

送信内容確認